

## トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の見直しについて

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年9月18日に公布され、平成27年10月21日から施行されることとなりました。

今回の省令改正は、環境基本法第16条に基づくトリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が平成26年11月に0.03mg/Lから0.01mg/Lへと変更されことを踏まえたものです。

### 1 改正の概要

#### (1) 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正

○地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を0.03mg/Lから0.01mg/Lとする。

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)。

○トリクロロエチレンの排水基準を0.3mg/Lから0.1mg/Lとする。

(排水基準を定める省令の一部改正)

#### (2) 適用猶予

排水基準を定める省令の一部改正においては、改正省令施行の際現に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、改正省令施行の日から6月間もしくは1年間適用せず、従前の排水基準が適用されることとした。

### 2 施行期日

平成27年10月21日

### 3 問い合わせ先

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

機関名	電話番号
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所環境保全課	0897-56-1300
今治保健所環境保全課	0898-23-2500
中予保健所環境保全課	089-909-8759
八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所環境保全課	0895-28-6109
県庁環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347

**(参考) [環境省報道発表\(環境省のホームページへリンクします。\)](#)**